

第5章 障がい福祉計画

1. 障がい福祉計画策定にかかる基本的事項

(1) 計画策定の背景と位置付け

平成15年4月に導入された「支援費制度」は、障がい者の自己決定、主体性を尊重し、障がい者が必要なサービスを主体的に選択できるという画期的な制度ですが、制度改革によりサービス需要が急増し、将来にわたっての持続可能な制度運営が懸念されるとともに、サービス提供基盤の地域格差の問題などが生じてきました。

社会保障制度全般にわたる改革が進み、支援費制度そのもののあり方が問われる中、国において新たな制度づくりへ向け「障害者自立支援法」の審議が進められ、平成18年4月から施行したところです。

「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づくもので、計画の策定に当たっては、同法において国が定める基本指針に基づくとともに、「さんじょう障がい者プラン2007」との整合性を保ちながら、3年を1期とした各年度で障がい福祉サービスの種類ごとに必要な見込量とその確保に向けた方策などを定めるものです。

■障害者自立支援法のポイント



- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で別々だったサービスの仕組みが一つになりました。
- 複雑多岐にわたっていたこれまでのサービス体系を、再編・強化して、利用しやすくしました。
- サービスごとに実施主体が県や市に分かれていたものを改め、市がサービス提供の主体となります。



- 支給決定の仕組みが全国共通となりました。
- 必要の度合いに応じてサービスが利用できるよう、利用の前に認定調査を行い、障がいの状況などを詳しく調べます。
- 利用に関する手続や基準を透明化・明確化しました。



- 就労意欲のある障がい者を支援する各種の仕組み・サービスをつくりました（訓練等給付など）。



- 支払（利用者負担）の仕組みが変わりました。
 - ・利用者負担が、原則1割の定率負担となりました。
 - ・食費や居住費が自己負担となりました。
 - ・負担が重くなりすぎないように、所得に応じた「月額負担上限」や負担額の軽減制度があります。
- 国と県の費用負担の責任を強化しました。

(2) 計画期間

本計画は、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として各種数値目標を示すもので、そこに至る最初の3年間（平成18年度～平成20年度）を第一期の計画期間とします。

また、見直しを平成20年度末までに行い、平成21年度から平成23年度までを次期計画期間とします。

(3) 基本的理念

本計画の策定と推進に当たっては、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次の点に配慮します。

① 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別や程度にかかわらず、障がい者が自ら住みたい場所を選び、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加を実現することができるように、障がい福祉サービスの提供体制の基盤整備を進めます。

② 制度の一元化と市を実施主体とする仕組みへの転換

従来、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と別々に分かれていた制度が一元化されたことや、サービスの実施主体が市となったことを踏まえ、より地域の実態把握に努め、社会資源を有効活用しながら、これまで立ち後れていた精神障がい者などに対するサービスをはじめとする障がい福祉サービスの充実を図ります。

③ 地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービス提供体制を整えるとともに、障がい者などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するための基盤整備を進めます。

(4) 基本目標

本計画は、障害者自立支援法に基づく新制度で必要とされる障がい福祉サービスの見込量や、そのサービスを提供するための基盤整備の方策を具体的に示すものですが、以下の基本目標を踏まえて数値などを設定し、計画的な整備を図ります。

基本目標 1 ニーズに応じて訪問系サービス・日中活動系サービスなどを提供します

- 障がい者が地域で安心して生活していくことができるように、ニーズに応じた訪問系サービス（居宅介護、行動援護など）の提供体制の充実を図り、障がい種別に関係なくサービスの利用を促進します。
- ニーズに対応して、障がい者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援など）の提供を充実させるとともに、移行計画に基づき、事業者がスムーズに新体系サービスへ移行できるよう支援します。
- コミュニケーション支援、移動支援など、これまで市が実施してきたサービスを地域生活支援事業として継続させ、利用を促進します。

基本目標 2 施設入所・入院から地域生活への移行を推進します

- 地域での居住の場として、グループホームやケアホームの充実を図ります。
- 自立訓練事業などを推進し、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を図ります。

基本目標 3 福祉施設から一般就労への移行などを推進します

- 就労移行を支援するサービスなどを充実させることで、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設での働く場の拡大を図ります。

基本目標 4 相談支援体制を整備します

- 障がい者が適切に障がい福祉サービスなどを利用できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

2. 計画の目標

障がい者などの自立支援に向け、地域生活移行や就労支援などの新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後生活介護や自立訓練などのサービスを利用し、グループホーム、ケアホーム及び一般住宅に移行する人数を見込み、その上で、平成23年度末までに地域生活に移行する人数を目標として設定します。

○基準となる数値

現在の施設入所者数……入所期間の長短を問わず、平成17年10月1日の施設入所者数。

○目標値

地域生活移行者数……現在の入所者のうち、施設入所からグループホームやケアホームなどへ地域移行する人数。

削減見込……平成23年度末段階での削減見込数。

<目標値の考え方>

国の全国的な指針では平成23年度末において、現在の入所者の1割以上が地域生活に移行するとともに、これに併せて施設入所者数を現在の入所者数から7パーセント以上削減することを示しています。

本市では、県が実施した事業所の新体系移行調査などから、グループホームやケアホームなど地域生活が可能なサービス基盤の整備を前提に、地域生活に移行する人数を現在の入所者数の1割（10人）、施設入所者の削減数を7人と見込み目標値としました。

以上により、平成23年度における施設入所者数は87人となりますが、平成23年度までに児童施設の新体系移行により8人の増加が見込まれ、その数値を加えると95人となり、結果として1人の増加となります。

項目		数値	備考
基準となる数値	現在の施設入所者数 (A)	94人	
目標値	施設入所者の削減見込数 (B)	7人	
	(A) - (B) = (C)	87人	
	児童施設からの移行者数 (D)	8人	
	平成23年度末入所者 (C) + (D)	95人	
	差引削減見込数	-1人	増加するため、マイナスの目標となる
		-1.1%	差引削減見込数 / 現在の施設入所者数 (A)
目標値	地域生活移行者数	10人	
		10.6%	地域生活移行者数 / 現在の施設入所者数 (A)

(2) 入院中の退院可能精神障がい者の減少目標値

平成24年度までに、退院後の生活を支える受け入れ条件などの整備を推進し、国や県が示す退院可能精神障がい者の退院を目指します。

○基準となる数値

現在の退院可能精神障がい者数……精神病床入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」(数値は県提供による。)

○目標値

減少見込……平成23年度末までに減少を目指す数。

<目標値の考え方>

県が実施した新潟県精神科病院入院患者調査結果より、退院可能精神障がい者数は36人と推計されます。ただし、これは県が一律的に調査した結果であり、精神障がい者個々の状況や受け入れ体制などを考慮する必要があります。

本市では、新潟県精神科病院入院患者調査結果を分析し、受け入れ体制などを考慮し、上記のうち11人が退院可能と見込みました。

項目		数値	備考
基準となる数値	現在の退院可能精神障がい者数	36人	
目標値	減少見込	11人	

(3) 福祉施設から一般就労への移行など

平成23年度に、福祉施設利用者のうち一般就労（一般企業等への就職、在宅就労及び自ら起業）に移行する人の数値目標を設定します。

就労訓練を進めるとともに、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター「ハート」との連携などに努め、一般就労への移行を促進します。

○基準となる数値

現在の年間一般就労移行者数……平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数。

○目標値

年間一般就労移行者数……平成23年度に福祉施設を退所し、一般就労する人数。

<目標値の考え方>

国の全国的な指針では平成23年度において、福祉施設利用者のうち、同年度中に一般就労に移行する人数を、現在の年間一般就労者数の4倍以上とすることを示しています。

本市では、県が実施した事業所の新体系移行調査や過去の福祉施設から一般就労した実績などを考慮し、8人（2倍）を目標値としました。

項目		数値	備考
基準となる数値	現在の年間一般就労移行者数	4人	
目標値	目標年度の年間一般就労移行者数	8人	
		2.0倍	目標年度の年間一般就労移行者数／現在の年間一般就労移行者数

3. サービス提供体制の整備

(1) 障がい福祉サービス

障害者自立支援法に基づく新たなサービスの提供について、利用者のニーズに量的、質的に応えることができるように、サービス提供事業者と十分な調整を図りながら、サービス基盤の整備に努めます。

基盤整備に当たっては、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めるとともに、現在市内に不足しているサービスを充実させるため、市内における障がい者施設の整備などに対する支援に努めます。また、より広域的連携を一層進め、施設の確保を図ります。

1) 訪問系サービス

① 基本的考え方

障がいの種別に関係なく、障がい者の日常生活や外出を支えるために必要な訪問系サービスを充実させます。

② サービスの種類

居宅介護（ホームヘルプ）	<input type="checkbox"/> 入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる介護などを行います。
行動援護	<input type="checkbox"/> 行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。
重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 重度の肢体不自由の人に対し、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護を行います。
重度障がい者等包括支援	<input type="checkbox"/> 常に介護が必要な人に対し居宅介護その他の包括的な介護を行います。

③ サービス確保の方策

障害者自立支援法に基づく新制度の普及により、今後需要が見込まれるため、障がい者本人やその家族の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるよう努めます。

また、サービス提供事業者に対し、専門的人材の確保やその質的向上を働きかけます。

2) 日中活動系サービス

① 基本的考え方

障がい者が日中、創作活動や機能訓練、就労訓練等を行う場の提供を充実させます。

② サービスの種類

生活介護	<input type="checkbox"/> 障がい者支援施設などの施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を日中行います。
自立訓練（機能訓練）	<input type="checkbox"/> 自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能の向上のために必要な訓練機会を提供します。
自立訓練（生活訓練）	<input type="checkbox"/> 自立した日常生活や社会生活を営むため、生活能力の向上のために必要な訓練機会を提供します。
就労移行支援	<input type="checkbox"/> 就労を希望する人に対し、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練機会を提供します。
就労継続支援（A型）	<input type="checkbox"/> 通常の事業所で雇用されることが困難な人に対し、雇用を伴う就労機会や就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練機会を提供します。
就労継続支援（B型）	<input type="checkbox"/> 通常の事業所で雇用されることが困難な人に対し、雇用を伴わない就労機会・訓練機会を提供します。
療養介護	<input type="checkbox"/> 医療が必要な人に対し、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行います。
児童デイサービス	<input type="checkbox"/> 発達に遅れがある児童に対し、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助を行います。
短期入所（ショートステイ）	<input type="checkbox"/> 介護者の病気などによって短期間の入所が必要な人に対し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

③ サービス確保の方策

利用者のニーズを把握し、適切なサービスを提供できるよう努めます。

また、各事業者と十分な調整を図りつつ、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行を進めます。

就労を支援するサービスについては、関係機関との連携により、支援体制を強化・充実させます。

3) 居住系サービス

① 基本的考え方

地域での居住の場として、グループホーム、ケアホームの充実を図るとともに、日中活動系サービスの自立訓練などを充実させることで、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。

また、入所施設での支援を必要とする人のニーズに応えることができるよう、施設の確保に努めます。

② サービスの種類

共同生活援助 (グループホーム)	<input type="checkbox"/> グループホームで、相談や日常生活上の援助を夜間に行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 入浴、排せつ、食事の介護など、夜間、ケアホームで介護を行います。
施設入所支援	<input type="checkbox"/> 施設に入所している人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などを夜間に行います。

③ サービス確保の方策

障がいの程度や社会適応能力などで、生活スタイルを選択できるようグループホームやケアホームの整備に努めるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

また、広域的連携を進め、入所施設での支援を必要とする人のニーズに量的・質的に対応する体制の整備に努めます。

4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

① 基本的考え方

障がい福祉サービスの利用が必要な人で、サービスの利用に関する調整が困難な障がい者などの相談を受け、サービス利用計画の作成や、関係機関との調整を行います。

② サービス確保の方策

障がい者に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、相談支援事業者との連携を密にし、専門的な相談体制の確保を図るとともに、事業者に関する情報提供などの支援を行います。

(2) 地域生活支援事業

障がい者が、能力や適性に応じて、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を実施します。

地域生活支援事業は、法令により実施することが定められている必須サービスと、障がい者の自立に向けて市が実施する任意サービスに分かれます。

ア 必須サービス

1) 相談支援事業

① 基本的考え方

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるように相談に応じ、必要な情報提供や専門機関との連携、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援体制の強化に向けて、専門的職員の配置や協議の場の開催を進めます。

② サービスの種類

障がい者相談支援事業	<input type="checkbox"/> 障がい者などからの相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助などを行います。
地域自立支援協議会	<input type="checkbox"/> 市町村における相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場を設置します。
市町村相談支援機能強化事業	<input type="checkbox"/> 市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等支援事業	<input type="checkbox"/> 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障がい者に対して、相談・助言、入居後の緊急時の対応等各種支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	<input type="checkbox"/> 知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な者について、障がい者福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を促進します。

③ サービス確保の方策

障がい者が身近な場所で気軽に相談ができるよう窓口配置を充実し、相談者の利便を確保します。

また、地域自立支援協議会を設置し、協議の場を設けることで、関係機関との連携強化や相談支援機能のレベルアップを図ります。

2) コミュニケーション支援事業

① 基本的考え方

手話通訳者の派遣等により、聴覚、音声・言語機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者などその他の者との意思疎通を仲介します。

② サービス確保の方策

本市のこれまでの取組を継続させるとともに、各種講習会などを開催して、コミュニケーションを支援する人材の育成、確保に努めます。

3) 日常生活用具給付等事業

① 基本的考え方

重度障がい者の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具を給付又は貸与します。

② サービス確保の方策

引き続き、障がい者のニーズを把握し、給付・貸与に努めます。

4) 移動支援事業

① 基本的考え方

屋外での移動が困難な障がい者などを対象に、外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援します。ただし、通勤、営業活動などの経済活動にかかる外出や、通年かつ長期にわたる外出などは除きます。

② サービス確保の方策

マンツーマンによる支援が可能となるよう事業者の確保を図るとともに、それぞれの障がいについて、従事者の知識の向上に努めます。

5) 地域活動支援センター

① 基本的考え方

障がい者などが創作活動や生産活動を行い、地域社会との交流を促進する場と機会の提供を行います。

② サービス確保の方策

小規模通所授産施設、小規模作業所などの移行によりサービス提供体制を確保します。

イ 任意サービス

1) 福祉ホーム事業

① 基本的考え方

地域において住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

② サービス確保の方策

施設の移行計画を見据えながら、現在事業の実施主体となっている新潟県と連携を十分にとり、現状のサービス提供体制の維持に努めます。

2) 訪問入浴サービス事業

① 基本的考え方

自宅以外で入浴が困難な重度身体障がい者の居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

② サービス確保の方策

本市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。

3) ボランティア活動支援事業

① 基本的考え方

障がい者及びその家族などの団体が行う活動に対する情報提供など、ボランティア活動への支援を行います。

② サービス確保の方策

精神保健福祉ボランティア講座、精神保健福祉ボランティア研修会を引き続き実施するとともに、講座修了者が集う機会を提供し、ボランティアの育成を行います。

4) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

① 基本的考え方

障がい者の体力増強、交流、余暇などに資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。

② サービス確保の方策

スポーツ教室やスポーツ大会を継続して開催するとともに、障がい者の参加しやすい活動内容の工夫や活動を支えるボランティアの確保などにより、参加者の拡大を図ります。

5) 声の広報等発行事業

① 基本的考え方

文字による情報入手が困難な障がい者のために、音声訳により、市の広報紙などの情報を定期的に提供します。

② サービス確保の方策

本市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。

6) 自動車運転免許取得・改造助成事業

① 基本的考え方

社会活動への参加を促進するため、障がい者の障がい等級などにより自動車運転免許取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

② サービス確保の方策

本市のこれまでの取組を継続させ、ニーズに対応します。

7) 経過的デイサービス事業

① 基本的考え方

平成18年10月に障がい者デイサービスが廃止されたことから、地域活動支援

センターなどへ移行できない事業所の利用者に継続してデイサービスを提供します。

実施期間は平成19年3月までと限定されています。

② サービス確保の方策

継続して、既存事業者の活用を図ります。

8) 日中一時支援事業

① 基本的考え方

家族の就労支援、一時的な休息を目的として、障がい者などに日中の活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などを行います。

② サービス確保の方策

今後、利用の現状を把握し、関係機関と連携しながら、提供する場の整備を図ります。

4. サービス見込量

計画期間中の各年度及び平成23年度のサービス見込量について、国が示す指針や、過去のサービス実績から利用者の増加を見込み、さらに県が実施した事業所の新体系移行調査に基づくサービス提供体制を考慮して調整を図りました。

結果を以下に示します。

(1) 障がい福祉サービス

(1か月当たりの見込み)

		単位	年度			
			H18	H19	H20	H23
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	時間分	1,140	1,256	1,361	1,619
	行動援護	時間分	12	12	17	23
	重度訪問介護	時間分	0	0	240	720
	重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	180	360
日中活動系サービス	生活介護	人日分	352	880	1,628	3,168
	自立訓練（機能訓練）	人日分	22	22	44	88
	自立訓練（生活訓練）	人日分	0	154	264	704
	就労移行支援	人日分	0	374	660	1,188
	就労継続支援（A型）	人日分	0	0	0	66
	就労継続支援（B型）	人日分	0	220	1,078	2,618
	療養介護	人分	5	12	13	23
	児童デイサービス	人日分	140	140	140	140
	短期入所（ショートステイ）	人日分	354	374	395	430
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	人分	12	14	17	49
	共同生活介護（ケアホーム）	人分	8	10	16	29
	施設入所支援	人分	3	3	29	95
	相談支援（サービス利用計画作成事業）	人分	24	29	39	51

(注) 時間分……サービス利用時間

人日分……利用人数×22日

人分……利用人数

(2) 地域生活支援事業

■ 必須サービス

(年間の見込み)

			単位	年度			
				H18	H19	H20	H23
相談支援事業	相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	1	5	5	5
		地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業		箇所		1	1	1
	住宅入居等支援事業		箇所				
	成年後見制度利用支援事業		箇所	1	1	1	1
コミュニケーション支援事業			人分	20	20	20	20
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具		件	7	7	7	7
	自立生活支援用具		件	13	13	13	13
	在宅療養等支援用具		件	11	11	11	11
	情報・意思疎通支援用具		件	21	21	21	21
	排せつ管理支援用具		件	1,628	1,679	1,731	1,813
			人分	151	156	161	169
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		件	2	2	2	2	
移動支援事業			箇所	4	4	4	5
			人分	32	34	35	41
			延時間	1,639	1,721	1,807	2,091
地域活動支援センター	基礎的事業		箇所	0	6	6	6
			人分	0	100	81	77
	機能強化事業		箇所	0	5	3	3

■ 任意サービス

(年間の見込み)

			単位	年度			
				H18	H19	H20	H23
福祉ホーム事業			箇所	1	1	1	1
			人分	4	4	4	4
訪問入浴サービス事業			人分	7	7	8	10
			箇所	1	1	1	1
ボランティア活動支援事業			回	7	9	9	9
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			人分	250	260	270	300
声の広報等発行事業			人分	21	22	23	26
自動車運転免許取得・改造助成事業			件数	6	6	6	6
経過的デイサービス事業			人日分	246	—	—	—
日中一時支援事業			人日分	1,592	1,756	1,936	2,247